

(株) フチガミ

淵上 明彦 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4年 3月 29日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、国土交通大臣に係る許可については、建設業法第9条第1項の  
規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添  
える。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(般一 4) 第 115214 号
許可の有効期間	令和 4年 6月 3日から 令和 9年 6月 2日まで
建設業の種類	

土木工事業  
石工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業  
水道施設工事業

とび・土工事業  
管工事業  
舗装工事業  
塗装工事業  
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 5月 3日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)